

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【公表番号】特表2007-504566(P2007-504566A)

【公表日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-008

【出願番号】特願2006-525682(P2006-525682)

【国際特許分類】

G 0 6 F 12/00 (2006.01)

G 1 1 B 27/10 (2006.01)

G 1 1 B 27/00 (2006.01)

H 0 4 N 5/76 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 12/00 5 4 2 Z

G 1 1 B 27/10 A

G 1 1 B 27/00 D

H 0 4 N 5/76 B

H 0 4 N 5/76 Z

G 0 6 F 12/00 5 2 0 J

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月6日(2007.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1及び第2の記憶媒体からのデータ検索方法であって、

第1の記憶媒体上のデータは構造化されたファイルとして第1のディレクトリツリー(D_D_T)に記憶されており、

第2の記憶媒体上に記憶されているデータは構造化されたファイルとして第2のディレクトリツリー(HDD_D_T)に記憶されている形式の方法において、

第1の記憶媒体は、添付される第1の識別ラベルと第2の識別ラベルを有しております、

第2の記憶媒体上の第2のディレクトリツリー(HDD_D_T)の第1分岐(PRF)は第1の識別ラベルに関し、前記第1分岐(PRF)のサブ分岐となる第2の分岐(DF)は第2の識別ラベルに関しており、この場合前記第1分岐(PRF)はさらなるデータ(DISCOO...22)を含んでおり、

論理ディレクトリツリー(L_D_T)が、さらなるデータ(DISCOO...22)を含んでいる検索された第1及び第2のディレクトリツリーデータから構成されており、当該論理ディレクトリツリー(L_D_T)の構造は、第1のディレクトリツリー(D_D_T)の構造と同一であり、

第1又は第2のディレクトリツリー内でのみ使用可能なファイル(index.bdmv,03003.mpls)は、論理ディレクトリツリー内で使用可能であり、

第1及び第2のディレクトリツリー内で使用可能なファイル(MovieObject.bdmv)に対しては、第2のディレクトリツリー(HDD_D_T)から得られるバージョンが論理ディレクトリツリー内で使用可能であることを特徴とする方法。

【請求項2】

第2のディレクトリツリー(H D D _ D T)の第2分岐(D F)は、第1のディレクトリツリー(D _ D T)のサブセットか若しくは第1のディレクトリツリー(D _ D T)と同一である、請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記さらなるデータ(DISCO0...22)は、読み取りに対してのみアクセスされる、請求項1または2記載の方法。

【請求項4】

第1の記憶媒体は、プロバイダによって提供されており、第1の識別ラベル(PROVIDER0...1)はプロバイダに関しプロバイダ毎に特有のものであり、第2の識別ラベル(DISCO0...11)は、第1の記憶媒体若しくは第1の記憶媒体上に記憶されているコンテンツ毎に特有のものである、請求項1から3いずれか1項記載の方法。

【請求項5】

第1の記憶媒体は光学ディスクであり、第2の記憶媒体は書換え可能なディスクであつてオーディオ及び／又はビデオ及び／又はサブタイトルデータを含んだデータファイルを含んでいる、請求項1から4いずれか1項記載の方法。

【請求項6】

論理ディレクトリツリー(L _ D T)は、実行時に一時的に構築される、請求項1から5いずれか1項記載の方法。

【請求項7】

ファイルが使用可能である場合の決定毎に、第1のディレクトリツリーから検索されるファイル名と第2のディレクトリツリーから検索されるファイル名のマッピングのためのマッピング手法が確定される、請求項1から6いずれか1項記載の方法。

【請求項8】

第3の記憶媒体が、添付される2つのラベルを有し、該2つのラベルのうちの第1のラベルが第1の記憶媒体の第1のラベルに等しい場合に、第3の記憶媒体が第2の記憶媒体の第1分岐(P R F)からのデータにアクセスし得る請求項1から7いずれか1項記載の方法。

【請求項9】

第1及び第2の記憶媒体からのデータ検索装置であつて、

第1の記憶媒体上のデータは構造化されたファイルとして第1のディレクトリツリー(D _ D T)に記憶されており、

第2の記憶媒体上に記憶されているデータは構造化されたファイルとして第2のディレクトリツリー(H D D _ D T)に記憶されている形式の装置において、

第1の記憶媒体から第1のディレクトリツリー構造(D _ D T)と、第1のデータファイルと、第1及び第2の識別ラベルを読み出すための手段と、

第2の記憶媒体から第2のディレクトリツリー構造(H D D _ D T)と第2のデータファイルを読み出すための手段と、

第1及び第2のデータファイルのファイル名を比較するための手段と、

第1の記憶媒体の第1の識別ラベル(PROVIDER0...1)と第2の記憶媒体の第1のサブ分岐(P R F)用の識別子とを比較し、それらが対応していることを確定するための手段と、

第1の記憶媒体の第2の識別ラベル(DISCO0...11)と前記第1のサブ分岐(P R F)のサブ分岐である第2の記憶媒体の第2のサブ分岐(D F)用の識別子とを比較し、それらが対応していることを確定するための手段と、

前記対応に基づく論理ディレクトリツリーを作成するための手段が設けられており、

この場合第1(D _ D T)又は第2(H D D _ D T)のディレクトリツリーにおいてのみ使用可能なファイル(index.bdmv,03003.mpls)は、論理ディレクトリツリー内で使用可能であり、第1及び第2のディレクトリツリー内で使用可能なファイル(MovieObject.bdmv)に対しては、第2のディレクトリツリー(H D D _ D T)から得られるバージョンが論理ディレクトリツリー内で使用可能であり、その場合に第2のサブ分岐(D F)から

のデータとさらなるデータ (PROVIDER00...22) を含んでいる、第 1 のサブ分岐 (P R F) のもとで得られるファイルが論理ディレクトリツリーにおいて得られるように構成されていることを特徴とする装置。

【請求項 10】

第 1 の記憶媒体は、プロバイダによって提供されており、第 1 の識別ラベル (PROVIDER 0...1) はプロバイダに関しプロバイダ毎に特有のものであり、第 2 の識別ラベル (DISCO 0...11) は、第 1 の記憶媒体若しくは第 1 の記憶媒体上に記憶されているコンテンツ毎に特有のものである、請求項 9 記載の装置。

【請求項 11】

さらに第 1 の記憶媒体から検索されたファイル名と第 2 の記憶媒体から検索されたファイル名を請求項 1 から 7 に記載の方法に従ってマッピングするための手段が含まれている、請求項 9 または 10 記載の装置。